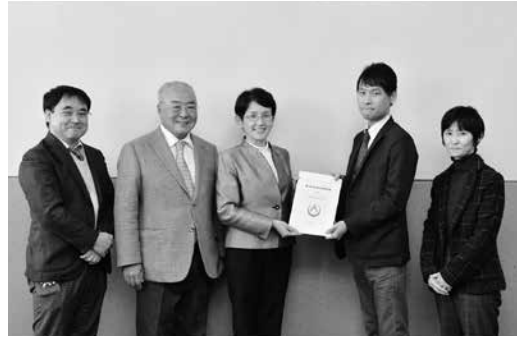


第3次安中市
行政改革大綱を策定



市では、安中市行政改革審議会からの答申を受け、3月23日に「第3次安中市行政改革大綱」を策定しました。この大綱では、行政の効率化を図るとともに、「市民総働のまちづくり」に向けて行政改革を推進することとしていきます。

また、行政と市民の皆さんが地域の課題を共有すること、職員は市民目線に立った行政サービスを行うこと、市民の皆さんは市全体のニーズを行政に提案することの重要性が盛り込まれています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合せ▼

企画課企画調整係

(☎内線1022)



身体障害者等に対する軽自動車税(種別割)の減免について

身体あるいは精神に障害がある人で、一定の要件を満たす場合には、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

■減免適用要件

減免の要件を満たす身体障害者手帳等 ※を4月1日時点でお持ちの人で、次の①・②・③の条件をすべて満たす人が対象となります。

- ①対象車両は次のいずれかであること
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人が所有する軽自動車など
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人が所有する軽自動車など
- ②運転者は次のいずれかの人であること
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人

また、行政と市民の皆さんが地域の課題を共有すること、職員は市民目線に立った行政サービスを行うこと、市民の皆さんは市全体のニーズを行政に提案することの重要性が盛り込まれています。

本市民課
休日窓口開設日

5月3日・17日 6月7日

午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

で構成される世帯を常時介護している人

③自動車税(種別割)(普通自動車等)の減免を受けていない人

※減免の要件を満たす身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳(お問合せください)、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定)かつ「自立支援医療受給者証」をいいます。

■申請期限 6月1日(月)

■手続時に必要なもの

- 減免申請書(お持ちの人)
- 身体障害者手帳等(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要となります)
- 運転する人の運転免許証
- 対象車両の車検証
- 納税通知書
- はんこ
- 申請者のマイナンバー通知カードと本人確認ができる身分証明書もしくはマイナンバーカード

申請場所および問合せ▼

困務課諸税証明係

(☎内線1063)

☎住民福祉課税務係

(☎内線2122)

軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)の納期限は6月1日です

軽自動車税(種別割)と自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在(注)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬までに送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。

納期限▼6月1日(月)
納税場所▼軽自動車税(種別割)・自動車税(種別割)それぞれの納税通知書の裏面をご確認ください。

その他▼口座振替納税をご利用の場合、6月1日(月)が振替日となりますので、預金残高を必ずご確認ください。これから申し込まれる場合は、令和3年度の納税からのご利用となります。

軽自動車税(種別割)を口座振替で納める人へ
口座振替で納税した人には、6月中旬に「納税証明書および納付済通知書」を郵送します(車検の必要のない車両については平成26年度から郵送していません)。

6月上旬に納税証明書(車検用)を申請する人は、納税の確認が必要となるため、申請の際に軽自動車税(種別割)の引き落とし額を記帳した「通帳」をお持ちください。確認が取れない場合は、金融機関に照会してからの発行になり、時間がかかりますのでご了承ください。

初年度検査年月が平成19年3月以前の車両は重課となり税額が上がります。税額が上がっている人は車検